

Pragma Letter

プラグマレター

最新情報をお届けします
2025年
2月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。
2月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

会計・税務

2/10 (月)	1月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
2/17 (月) ~	令和6年分所得税の確定申告開始 ※なお、還付申告については、令和7年2月14日(金)以前でも行えます
2/28 (金)	前年12月決算法人(決算期の定めのないもの含む)の確定申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人事業税・法人住民税> 6月決算法人の中間申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人住民税>(半期分) 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付 (東京23区の場合のみ)
3/17 (月)	令和6年分 確定申告提出期限

※申告や納期限が土・日・祝日にあたるときは、
その翌日が期限となります

※ご注意※

このスケジュールやトピックスは給与・社会保険、会計・税務全般の内容となります。それぞれのお客様には該当しない部分もございますので、予めご了承ください。

株式会社プラグマ
社会保険労務士法人プラグマ
中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。
常によりそう。共によろこぶ。



pragmaja

WEB



[労務情報] ROUMU INFORMATION

中小企業事業主の皆さんへ

厚生労働省・都道府県労働局

令和6(2024)年度

両立支援等助成金が拡充され 使いやすくなりました！

1 育休中等業務代替支援コース 手当支給等



① 育休取得者の業務を代替する労働者に手当を支給すると

最大140万円/人 支給！うち **最大30万円** 先行支給！※1

⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合 **業務体制整備経費20万円** に拡充

② 短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当を支給すると

最大128万円/人 支給！うち **最大23万円** 先行支給！※2

⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合 **業務体制整備経費20万円** に拡充

③ 支給対象となる企業規模を **全産業一律300人以下** に拡大！

※1：業務体制整備を社労士に委託・育休期間が1か月以上の場合、育休開始1か月経過時に最大30万円、復帰時に最大110万円を分割支給。

※2：業務体制整備を社労士に委託・短時間勤務制度を3年間利用した場合、利用開始1か月経過時に最大23万円、利用終了時に最大105万円を分割支給。

2 出生時両立支援コース 第2種



① 第1種の受給実績がなくても 第2種の申請可能！※1

② 育休取得率「30%以上UP & 50%達成」で **60万円** 支給！※2

※1：第1種とは、男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日間以上の育休を取得した場合にもらえる助成金(1人目20万円)。

現行の要件では、第2種を申請するためには第1種を受給している必要があります。

※2：前年度と比較して、男性育休取得率が30%ポイント以上上昇&50%以上となった場合。



その他詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、
厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する
都道府県労働局(申請先)へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省

検索

